［その他の政治団体］の部全国同友会大阪本部のうち
「6　資産等の内訳
（建物）
堺市　30,000,000　56. 1.21　72㎡　」
を削る。

○総務省告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、全国同友会大阪本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十一年自治省告示第百九十五号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

［その他の政治団体］の部全国同友会大阪本部のうち
「6　資産等の内訳
（建物）
堺市　30,000,000　57. 8.　72㎡　」
を削る。

○総務省告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、全国同友会大阪本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十二年自治省告示第二百十九号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十一年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

［その他の政治団体］の部全国同友会大阪本部のうち
「6　資産等の内訳
（建物）
堺市　30,000,000　57. 8.　72㎡　」
を削る。

○総務省告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、全国同友会大阪本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第五百七十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十二年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

［その他の政治団体］の部全国同友会大阪本部のうち
「6　資産等の内訳
（建物）
堺市　30,000,000　57. 8.　72㎡　」
を削る。

○総務省告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、全国同友会大阪本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百二十四号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十三年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

［その他の政治団体］の部全国同友会大阪本部のうち
「6　資産等の内訳
（建物）
堺市　30,000,000　56. 1.15　72㎡　」
を削る。

○総務省告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、全国同友会大阪本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第六百八十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成六年分～平成十四年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

［その他の政治団体］の部全国同友会大阪本部のうち
「6　資産等の内訳
（建物）
堺市　30,000,000　56. 1.15　72㎡　」
を削る。

○総務省告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、全国同友会大阪本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第七百号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十五年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

［その他の政治団体］の部全国同友会大阪本部のうち
「5　資産等の内訳
（建物）
堺市　30,000,000　56. 1.15　72㎡　」
を削る。

○総務省告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、全国同友会大阪本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千百三号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十六年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

［その他の政治団体］の部全国同友会大阪本部のうち
「5　資産等の内訳
（建物）
堺市　30,000,000　56. 1.15　72㎡　」
を削る。

○総務省告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、全国同友会大阪本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第四百九十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

［その他の政治団体］の部全国同友会大阪本部のうち
「6　資産等の内訳
（建物）
堺市　30,000,000　56. 1.15　72㎡　」
を削る。

○総務省告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、全国同友会大阪本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第五百二十一号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十八年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

［その他の政治団体］の部全国同友会大阪本部のうち
「6　資産等の内訳
（建物）
堺市　30,000,000　56. 1.15　72㎡　」
を削る。

○総務省告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、全国同友会大阪本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十年総務省告示第五百十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十九年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

［その他の政治団体］の部全国同友会大阪本部のうち
「6　資産等の内訳
（建物）
堺市　30,000,000　56. 1.15　72㎡　」
を削る。